

(入札の公告)

北海道立漁業研修所告示第26号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成29年11月20日

北海道立漁業研修所長 黒島光博

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

契約名	船名	根拠地	種目等	構造等	数量	進水年月日
船舶売買契約	はぐくみ1号	鹿部町	汽船	FRP	4トン9	平成9年2月24日

(2) 契約の目的の仕様等

入札説明書による

(3) 納入期限

契約書（案）による

(4) 引渡場所

契約書（案）による

2 入札に参加する者に必要な資格

平成29年北海道立漁業研修所告示第25号に規定する船舶売買契約の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道茅部郡鹿部町字本別540番地198

北海道立漁業研修所総務研修課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道茅部郡鹿部町字本別540番地198

北海道立漁業研修所 中教室

(2) 入札日時 平成29年12月19日 午後2時00分

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金又はこれに代える担保を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 契約保証金

(1) 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第167条の16、財務規則第171条及び第172条の定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道茅部郡鹿部町字本別540番地198
北海道立漁業研修所総務研修課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道立漁業研修所のホームページ (<http://www.host.or.jp/net/gyoken/>) においてダウンロードすることができる。

8 送付による入札の可否

認めない。

9 落札者の決定方法

(1) 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格以上で最高の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道立漁業研修所総務研修課

イ 所在地 〒041-1404 北海道茅部郡鹿部町字本別540番地198

ウ 電話番号 01372-7-5111

(4) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(5) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

なお、競争入札心得は、契約条項を示す場所において交付する。